

令和2年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

令和2年3月25日（水）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・嶋崎三雄・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、宮崎亮佑

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは今年度最後の農業委員会総会となりますが、ただ今から、令和2年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。良い天気の中お忙しいところ総会にお集まりいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルスの流行中でございますので、必要最小限の人数、過半数はいなければいけないのですが、必要最小限の人数で総会を行うこととなり、席の間隔も開けまして、いつもの席と景色が違う方も多いと思いますが、案件はかなりありますので、ぜひご協力いただきたいと思います。また、農業関係におきましては今のところないのですが、将来的に農業の行事も中止、あるいは延期等になっていくのではないかと思いますけれども、コロナの影響が農業の実業の方に及ばないことを願いながら、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。このような中なので、特段の諸報告はございませんが、今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念を考慮いたしまして、推進委員は全員欠席、農業委員も担当案件のある委員のみと、私の出席で開催となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、担当案件のある推進委員につきましては、事前の現地調査はしていただいております。報告については事務局よりさせていただきます。諸報告は以上となります。本日の署名委員は平野委員と唐澤委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員0名の合計10名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは早速議事に入ります。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和2年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明します。地図は10ページになります。19日に事務局の方と一緒に現地を見て来ました。

(現地案内図 説明)

色塗りされた畑の真ん中に△△番●●と書いてありますが、ここが母屋になっています。母屋の隣の○○-○は果樹、柿が植わってしまっていて、その隣の□□番まで柿が続いてしまっていて、

□□番の一部には自家用と思われる野菜が作られています。それ以外の所は概ね作付け前の耕耘がなされた状態、きれいにロータリーがかかってまして、どれも作付けを待つような状況になっています。この中で所々にノラボウが今、盛期を迎えているものがありまして、▽▽-▽、▲▲-▲についてはソラマメ、エンドウ等が育ってきているという状況になっています。▼▼、◇◇◇-◇については全面的に耕耘がなされて、きれいになっている状況です。〇〇さんは五日市ファーマーズの会員で、一生懸命野菜も出荷されてて、この納税猶予地についても作付けの計画が出されているということで、それについては事務局から説明をお願いしたいと思えますけれども、この案件については問題はないのではないかと思います。報告は以上です。

(事務局) はい。そうしましたら、通常であればご本人をお呼びして説明をいただくところではあるのですが、こういう状況ですので、今回はお断りをさせていただいております。〇〇さんがどのような形で農業をやられるか、営農計画の方をこちらで簡単に説明をさせていただきます。農業をやっていく中で主となるものはノラボウ菜とトウモロコシを中心に、春野菜、秋野菜を含め、芋類、根菜類などをやっていくとのこと。今、ご説明のあった柿畑の柿についても肥培管理を含め、しっかりとやりながら、ファーマーズセンター等に出荷していく、という形で説明を受けております。息子さんにつきましても、今、●●●●●をやっているのですが、週末はお手伝いをしたり、自分のためにここを納税猶予をかけてほしいと話もあったそうで、後継者としても今後やっていくというところもあるので、特段問題はないのかなと思っております。説明は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) ここは生産緑地ですか？

(事務局) はい。生産緑地です。

(議長) 市街化区域ということですね？

(事務局) はい。市街化です。

(議長) 他にご質問は？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして第2号議案、収受132について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受132 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、収受132について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。収受132について説明いたします。18日に事務局と一緒に現地に訪問して

来ました。地図は11ページをご覧くださいと思います。

(現地案内図 説明)

〇〇△△さんは、〇〇□□さんの弟さんということで、〇〇〇〇番〇の下の所が〇〇△△さんの自宅になっておりまして、以前からこちらの畑は弟さんが作付けをしていたという形で、今、ノラボウとネギ、イチゴ等、家庭菜園風にきれいに作っています。若干、◇◇◇◇番◇あたりの所は、これから作付けをするために耕耘されているという状況でした。以上です。よろしくお願ひします。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受132について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受134について、事務局、説明願ひします。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・収受134 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それでは収受134について、担当の平野委員、説明願ひします。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。3月18日に事務局の方と3人で現地調査に行っておりまして。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、草管理もできておりまして、あと、耕耘すれば作付けできるような状態がありました。また、〇〇〇〇さんはファーマーズの会員であり、一生懸命出荷もされているので何ら問題はないと思いますが、ご協議の程よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受134について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして第3号議案、経由10について、事務局、説明願ひします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和2年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由10 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして経由10について、担当の嶋崎委員、説明願ひします。

(嶋崎委員) はい。地図は13ページになります。この地図のグレーに色塗りされた部分が今回の場所になります。

(現地案内図 説明)

元々はほとんどこの辺は栗畑、梅林という状況でございました。こちらの場所も何年か前まではよくうなってあったのですが、この頃はちょっと、おそらく、この話が出てからだと思えますが、草が生えています。ただ、場所的にこの辺は荒れていまして、私もその下の方に畑がありまして、しょっちゅう行っているのですが、周りはほとんど草畑という状況になっております。ただ、今回この部分については、住宅地と隣接地域でございまして、この数筆先の所も、少し前に議案に上がりましたが、資材置場として許可をいただいて整備されております。家が建つことで周りもきれいになるのではないかと思います。ぜひ、ご協力をお願いします。以上です。

(議長) 続いて、転用理由書の説明を、事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由10の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして経由11について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・経由11 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして経由11について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。同じく18日に事務局の方と現地調査に行っていました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は草管理は良好でございまして、〇〇〇〇さんの娘婿さんに貸し渡すというようなこととございます。また、〇〇〇〇さんは●●●●の実の弟さんでございまして、現地の北側の所に住んでおります。あと、詳しくは事務局から、よろしく申し上げます。

(議長) 続いて、転用理由書の説明を、事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(宮崎委員) 分家住宅というのは、使用貸借というのが普通なのですか？

(事務局) いや、特段、賃貸借であったとしても可能は可能なのですが、今回は土地自体の所有権は移さないけど、無償で土地を貸すのでそこに住んでいいよ、ということで、使用貸借ということになっています。

(宮崎委員) あの、直接、反対する訳ではないのですが、名義まで変えることもあるのですか？

(事務局) あります。

(事務局次長) そうすると、贈与になってしまうので、贈与税などがかかってくるので、多分使用貸借でご親戚と言うか、お子さんなので、土地は無償で貸すから建物は自分で、というのが多いのかなと思います。

(宮崎委員) はい。すみません。

(議長) 他にご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、經由11の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第4号議案ですが、番号1から番号5については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは番号1から番号5を、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和2年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

(第4号議案・番号2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

(第4号議案・番号4 朗読)

(第4号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号1から番号5について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは説明いたします。現地確認は19日に事務局2名と私の3名で行ってまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは主たる従事者証明ですので、本人はいらっしゃらないということでなかなか厳しい状況なのですが、〇〇〇番〇はハウレンソウですとか、ハクサイですとか、ハクサイはもう花が咲いたような状態であったのですが、耕耘している跡はございました。それから、〇〇〇番〇から少し北西に行きまして、皆さんご存じだと思いますが、●●●●●の西側にありますが、▲▲▲-▲、□□□-□、■ ■ ■-■になります。■ ■ ■-■は土地が斜めに切れていますが、これはこの北側がもう道になっていまして、●●●●●から来た道になっています。こちらの3筆は自宅周りということで、ビニールハウスですとか、ノラボウですとか、農業用倉庫も

一部ありましたけれども、農業をやっている形跡がありましたので、ここは問題ないと思います。あと、◇◇◇-◇ですが、これも自宅から少し南西に行った所ですが、こちらはトラクターできれいに耕耘してあって、ここも問題ないと思います。それから、◆◆◆-◆ですが、ここは梅の木が植わってしまっていて、下の草の管理の方はあまりできていなかったのですが、梅の木が植わっているの、問題ないと思います。〇〇〇さんはファーマーズの会員でもありましたし、主たる従事者の証明としては特段問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。(議長) ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1から番号5について、〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして番号6について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく18日に事務局と3名で現地確認に行っていました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑は周りを全部住宅に囲まれてしまっていて、●●●●●●という所に4メートルほどの入口があります。〇〇△くんからは、かねてから、相続があった時にはここはもう外すようになっていまして、相談されていまして。自宅はこの地図の右端にある、〇〇□□□さんという方が〇〇家のおじいさんで、そこから通ってちゃんと生産していらしたので、先日行った時にはきれいに耕耘してありましたが、ずっとここで作ったものをファーマーズセンターへ出荷していらした。お父さんも畑に行かなくなっても、亡くなるまでは結構出荷の手伝い等はしていたそうですので、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号6について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号7について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。まず面談の方ですが、2月18日に農林課の職員と都市計画の職員と3名で行ってまいりました。

(病状 説明)

同居している娘さん夫婦が畑はきれいにしなければいけないということで、今まで頑張ってやっていたのですが、この制度自体がよく分からなかったみたいで、娘さん夫婦が飲食店をやっている、忙しい中それでも畑の管理をしていたのですが、〇〇さんの故障ということで、買取申出できるということを知りまして、今回申請ということになりました。故障以前は〇〇さんがずっとやっていたというお話は聞いています。地図は15ページです。

(現地案内図 説明)

こちら梅の木が植わっておりまして、下草の方はきれいに管理してありましたので、畑として使われていた状態であります。以上です。

(議長) 続いて診断書の説明を、事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい。それでは診断書を読み上げます。

(診断書 朗読)

このような診断書が出ております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理よりご説明いただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号7について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和2年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。では報告をさせていただきます。地図は17ページをご覧ください。3月18日、事務局と3人で現地調査に行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

現場はきれいに耕耘されておりまして、まだ作付けはされていません。特に問題はないと思いますが、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく18日に事務局と見てまいりました。地図は同じく17ページです。

(現地案内図 説明)

きれいに耕耘されていて、一部分ジャガイモが植わっていました。○さんはファーマーズセンターの会員ということで、特に問題はないと思いますが、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(事務局) それでは引き続き、事務局から説明させていただきます。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

1枚の畑のうち、東側の部分を借りるということで、こちらについてはきれいに耕耘されていて、今トンネルでコマツナが植えてあるような状態でした。○さんについては、ファーマーズセンターの会員でもあり、後継者もいらっしゃるということで、特段問題ないのかなと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、7ページをご覧くださいと思います。

(第5号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。説明いたします。現地調査は1人で行ってまいりました。地図は18ページになります。

(現地案内図 説明)

現在こちらもトラクターできれいに耕耘されておまして、いつでも作付けができるような状態になっております。いつも大体サツマイモですとか、サトイモですとか作ってまして、ファーマーズセンターとかスーパー、産業祭でもスティック芋に出荷していただいております。問題ないかと思っておりますので、よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号5についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。ではご説明いたします。3月17日に自分1人で現地調査に行ってまいりました。場所は地図の19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

縦長の非常に奥に深い畑で、ちょうど真ん中に軽トラが1台入る分だけの車道ができておりました。全体的にはノラボウを作った跡がありまして、それは一応耕耘されておりましたが、まだちょっとノラボウの芯自体が堅いのでしょうか。あと何回か耕耘するようだと思いますが、一応そういう準備はしてありました。問題ないかと思っております。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(〇〇委員) ありがとうございます。

(議長) 続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(事務局) それでは引き続き、事務局から説明させていただきます。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑の方は耕耘されて、いつでも作付けできる状態になっております。〇〇〇さんにつきましては、この畑の西側でハウスもやっております、トマト等、露地野菜、しっかりやっております方なので、特段問題ないのかなと。また認定農業者の更新についても昨年12月に更新をかけて、5年間更新を得たところでございますので、問題ございません。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか? . . . よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号6の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それではご説明いたします。同じく3月17日に現地へ行ってまいりました。地図の19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ちょうど中央ぐらいから、真ん中から西側にタマネギ、エンドウ、ノラボウ、ナガネギが作付けされておりました。あと東側半分は、トウガラシの収穫した枝と梅の枝の剪定枝が置いてありまして、1回焼却した跡がありまして、その脇にまた積んでありましたので、それを処分するために焼却するのではと思われれます。作ってある所もきれいにしておりましたので、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか? . . . よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号7の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号8について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。地図の12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

きれいに耕耘されて、整地もされております。この〇〇〇番〇の東側半分ですかね、今、ハウスを自分で制作中ということで、まだ骨組みの段階であったのですが、そんな状況になっております。特に問題はないと思います。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、更新に関しては問題ないのですが、今ハウスを建てているということで、万が一、農業経営を続けられなくなった場合、撤退するという可能性もある訳でしょうか？そういった時の契約と言うか、そういうのをちゃんと△△さんとしているのでしょうか？

(事務局) 基本的には現状復帰して戻すような形で双方で話はしてあります。ただ、この基盤強化法自体では、どういった形で返すとか規定はなくて、これは相対で借りる時の話し合いで、書面にしているかどうかはちょっと確認はしていないのですが、現状復帰して返すというのは原則としてやっていた形です。

(議長) はい。他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号8の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号9について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、8ページをご覧ください。お願いします。

(第5号議案・番号9 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。地図は20ページをご覧ください。現地確認は19日に事務局と行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

現在は耕耘してあるような状態で、これから作付けをいつでもできるような状態になっていました。〇〇さんに関しましては、新規就農者ではあるのですが、日の出の直売所でもいろいろ出しておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号9の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号10について、

事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号10 朗読)

以上でございます。

(事務局) そうしましたら、事務局より説明させていただきます。現地については3月19日に、栗原晋二委員と一緒に行ってまいりました。21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

場所としてはかなりの傾斜地になっております。こちらの○さんにつきましては、先月の農業委員会でも説明をさせていただいたのですが、この2月に認定就農者の資格を取りまして、あきる野市の新規就農になられた方です。この現地、地図上の黒く塗ってある所の更に左手、●●●●●●と書いてある所ですね。この辺一帯の山を鉄柵で囲んで、山羊の放牧をして、ミルクを作ったり、チーズを作ったりして営農していくという内容になっています。場所につきましては、ちょっと特異な場所でありますので、4月、もしくは5月のどこかで、現地調査という形で、部会で見に行ければと思っております。説明は以上になります。

(議長) ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) この地図の黒く塗ってある所以外は・・・

(事務局) 山林です。

(谷澤職務代理) そこに鉄柵をするのですか？この黒い部分の境に鉄柵をするのではなくて？

(事務局) ではないです。この白い部分は山林となっております。黒く塗ってある所が地目上『畑』になっている所で、この○○○番や△△△番の左手が真っ白になっていますが、こちらは傾斜地で山林部分になっていまして、ここも使ってやるような形です。この辺一帯を使ってやるという形です。

(谷澤職務代理) この辺一帯を所有と言うか、借りるということで、この6筆は畑の部分だけということですね？

(事務局) 畑の部分だけ借りないといけないので。

(議長) 対象地が離れているように見えるけど、そこまで山の部分が繋がっている、ということですか？

(事務局) ずっと繋がっています。

(谷澤職務代理) この○○○番や△△△番も離れているけど、その一帯に含まれている、ということですか？

(事務局) 含まれています。

(谷澤職務代理) 全部鉄柵で囲むのですか？

(事務局) 囲みます。

(嶋崎委員) この外側の細い線辺りまで囲むのでしょうか？

(事務局) ちょっと山林の公図とは変わってはいるのですが、概ねそれに近い所まではいくのかなと・・・

(議長) ここに●●●●●●があるでしょう？この左側はもうかなりの傾斜ですよ？

(事務局) かなりの傾斜地ですね。

(議長) だから、その外側の線まではいかないと思いますが・・・

(事務局) ちょっと登れないと思うのですが・・・

(谷澤職務代理) だって、山羊は登るでしょう？

(議長) かなり顕著に上がっていたと思います。

(事務局) ちょっと現地の柵ができたぐらいのタイミングで、行ければと思ってます。

(小川委員) あの、費用はどれくらいかかる予定なのですか？新規就農で就農計画が出ていると思うのですが。

(事務局) 今、記憶にはなってしまうのですが、5年間での設備投資の額が確か●●●万円ぐらいを予定してました。自己資金も含め、親の援助が大分ありまして、お父さんが日の出町で●●●●●をやっています、資金的な援助はそこから大分出るということで考えていました。東京都の担い手育成支援協議会の方でも資金のところの話になったのですが、親からの援助がかなりあるというところで、実現可能性があるのではないかとということで、今回の計画が通ってきているような形です。今後ちょっと見守っていく必要があるのかなと考えております。以上です。

(小川委員) ありがとうございます。

(議長) 他には？

(嶋崎委員) この、●●●●●と書いてありますよね？これは、山羊なんかは大丈夫なのでしょうか？

(事務局) ここの●●●●●はしっかり囲まれていて、特段問題ないと思います。

(事務局長) ここは●●●なんです。そこにちょっと溜めて、落としてるだけなので。

(議長) ちゃんと囲われて、入れないようになっています。

(事務局) たまに●●●の方が来るくらいで、そこはしっかり気をつけてやっていただくようには伝えてあります。

(谷澤職務代理) 本人はここに住むんですよね？

(事務局) はい。補足させていただきますが、この地図の一番上に、□□□番という家がありますが、こちらが空き家となっていて、こちらを借り受けて、その中に山羊のチーズ工場を作りながら、ここで一帯として全部やっていくという形になっております。

(嶋崎委員) ついでに○君なのですが、この間、支援会議の時にもいろいろ話が出まして、とにかく場所がなきゃ何もできないので、まず借りてやってみたら、ということで、その場で皆さんの同意で認定いたしましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

(議長) 他にございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号10の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号11についてですが、こちらは○○委員の案件となりますので、○○委員には一時退席をお願いいたします。

(○○委員退室)

(議長) それでは番号11について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号11 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。

(現地案内図 説明)

現況はよく耕耘されていて、いつでも作付けできる状況にあります。〇〇委員は農業委員でもありますし、ファーマーズにも一生懸命出荷されているということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、ここは草がひどくて、業者さんが入って片付けをしていたと思うのですが、その費用は誰が出したのですか？

(事務局) 今回は市の方でもっています。利用集積をするにあたって、特段ひどくない場所については、ご自身でやっていただくようお願いしているのですが、あまりにひどい場所を貸したりする時、市の方で耕作放棄地、遊休農地の解消というところで費用を取っておりまして、ちょっと上限はあるのですが、その範囲内で補助ができるというところがございまして、それを適用して今回やっている場所になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号11の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入っております。

(〇〇委員入室)

(議長) 続きまして、番号12について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、9ページをご覧くださいと思います。

(第5号議案・番号12 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。説明いたします。19日に確認に行ってきております。地図の13ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

格子状に印の付いている部分の2筆になりますが、元々栗林で今はもうほとんど栗も作っていません。今は草が生えているような状況ですけれども、ここをきれいにして〇〇〇〇の方で使うと。〇〇〇〇〇は中学校の方にも借りていまして、きれいにしてやっておりますので、畑としてこれからやっていくようですので、多分うまくやっていけるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いしますと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) ○○○○○さんは、●●●さんを集めて体験農園みたいなのをやっていると思うのですが、この場所でもそういったことを考えているのですか？

(事務局) こちらの場所は体験農園をする場所ではなくて、●●●さんの販売用の野菜を、農場長含め作っていくような場所になっております。体験農園は●●の線路の近くを体験農園としてやっております、それを拡大するという形にはなっておりません。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号12の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号13について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号13 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは先ほどと同じく13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

斜線の印が付いている部分の2筆になります。今、梅の木の古木がありまして、それをきれいに切って片付けて処理してから、野菜が作れるような畑にするということで、許可が下り次第開始するようです。これも同じ○○○○○ですから特に問題なくやっていけるんじゃないかと思えます。この辺がきれいになれば、我々、畑を持っている連中も助かるということでございます。よろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) ちょっと、1つお伺いしたいのですが、あの、こういう・・・今回は○○○○○さんですが、畑の紹介をしてください、と役所に来る流れなのでしょうか？

(事務局) ○○○○○さんは独自で、自分で周辺の耕作放棄地などあたりしているのですが、なかなか良いお返事がもらえなかったり、返事がないとかで、たまたま今回のこの場所については、以前資材置場として転用許可をもらった畑の所有者さんと一緒に、ご本人様も梅の木も古木になって自分ではやれないんだよね、とちょうど話をもらってまして、○○○○○さんからも前から近くでやりたい、拡大したいという話も受けていたので、近い場所なのでどうですか？とお話をさせていただいて、借り受けるということになった次第でございます。

(田中克博委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号13の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会3月総会専決処理報告書をご覧いただければと思います。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月24日、金曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時50分